

茨城県立盲学校運動部活動に係る活動方針

1 部活動の基本的考え

- 運動部活動は、学校教育の一環として実施する教育活動であり、生徒にとって豊かな学校生活を経験する有意義な活動であるとともに、体力の向上や健康の増進にも極めて効果的な活動であることから、学校の教育目標に基づき、今後も計画的に実施する。
- 全職員の共通理解の下、生徒のバランスのとれた生活と成長に配慮するとともに、運動部顧問の指導に係る業務の適正化が図られるよう、学校としての組織力を高めながら、学校全体の教育活動として適切な運動部活動の運営を図っていく。

2 運動部活動の休養日の設定

- 学期中は週当たり2日以上（平日は少なくとも1日、土曜日及び日曜日はいずれか1日以上）を休養日とする。また、週末に大会等で活動した場合は、休養日を他の日に振り替える。
- 長期休業中における休養日の設定は、学期中に準じた扱いをする。
- 長期休業中に、長期の休養期間（オフシーズン）を設ける。
- 原則として、定期試験実施1週間前を休養日として設定する。

3 運動部活動の活動時間

- 1日の活動時間は、平日は2時間程度、休業日は3時間程度とし、合理的でかつ効率的、効果的な活動を行う。

4 運動部活動の朝の活動

- 原則として朝の活動は行わない。

5 学校単位で参加する大会等の見直し

- 校長は、関東地区盲学校体育連盟、茨城県中学校体育連盟、茨城県高等学校体育連盟、市町村教育委員会が定める参加する大会数の上限の目安を踏まえ、参加する大会等を精査する。

6 文化部の活動

- 県運営方針の「2 適切な運動部活動の運営のための体制整備」及び「4 適切な休養日の設定」について準じた取り扱いをする。

7 熱中症事故の防止

- 気象庁の高温注意情報、環境省の暑さ指数（WBGT）が危険と発せられた時間帯における屋外の運動を原則行わない。
- 実施が可能と判断し活動する際にも、生徒の健康管理を第一優先に考え、参加生徒の健康観察を実施し、長時間のランニングや激しい運動は避け、こまめな水分・塩分の補給や休息の取得等、生徒の健康管理を徹底する。

8 その他

- 各運動部活動の休養日及び活動時間等を記入した活動計画を作成し、ホームページにアップする。
- 運動部活動顧問は、毎月の活動実績を作成し、校長に提出する。